

It's Moreカード利用規約

第1条 (目的)

本規約は、株式会社いちやまマート（以下「当社」といいます。）が発行するIt's Moreカードの利用条件等を定めるものです。

第2条 (定義)

本規約における次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによります。

- 「電子マネー」とは、円単位の金額について所定のサーバーに記録される金銭的価値をいいます。
- 「It's Moreカード」とは、当社が発行する前払式支払手段で、電子マネーを使用するために必要な情報が記録・記載された当社所定のカードをいいます。
- 「取扱店」とは、It's Moreカードを使用することができるIt's Moreカードマークのある店舗をいいます。
- 「お客様」とは、本規約を承認し、It's Moreカードを使用される方をいいます。
- 「電子マネー残高」とは、It's Moreカードに蓄積されている、お客様が利用可能な電子マネーの残額をいいます。
- 「チャージ」とは、It's Moreカードに電子マネーを加算することをいいます。
- 「利用」とは、It's Moreカードから電子マネー残高を引き去ることをいいます。

第3条 (基本規定)

お客様は、本規約の内容を十分に理解し、本規約に同意の上、It's Moreカードを利用することができます。

第4条 (利用可能範囲)

It's Moreカードは、It's Moreマークのある店舗にて、商品（一部商品を除く）の代金決済に使用することができます。具体的な利用可能店舗と代金決済の対象外商品は、当社ホームページでもご確認できます。

It's Moreカードでお支払いいただけない商品

以下の商品は、It's Moreカードでお支払いいただけません。

商品券、チケット類、プリペイドカード等の金券類／たばこ／はがき／切手／印紙類／宅配便等の配送料／その他、特に店頭で明示する商品

第5条 (発行手数料)

お客様は、It's Moreカードの発行手数料として、1枚につき当社所定の金額を支払うものとします。

- 前項の発行手数料をお返しすることは、いたしません。

第6条 (チャージ)

お客様は、当社所定のチャージ機を利用して現金により、It's Moreカードに1, 0 0 0円単位で1回あたり3 0, 0 0 0円までチャージすることができます。

- 店頭レジでチャージすることはできません。
- 1枚のIt's Moreカードの入金上限金額は、9 0, 0 0 0円です。

第7条 (プレミアム)

当社は、キャンペーン等により無償で電子マネーを付与（以下「プレミアム分」といいます。）することがあります。

- 1枚のIt's Moreカードに蓄積できるプレミアム分は、1 0, 0 0 0円です。

第8条 (利用)

お客様は、取扱店の店頭において、次の（1）から（3）に従い、It's Moreカードを商品（第4条に規定する商品を除く）の代金決済に利用することができます。

- 商品代金のお支払いの際、It's Moreカードを提示してください
- 提示いただいたIt's Moreカードの電子マネー残高から商品の購入代金を差し引きます
- レシートにて、代金差引後の電子マネー残高をご確認ください

なお、金額に誤りがあった場合は、速やかに申し出ください

- It's Moreカードは、他のお支払方法と併用することができません。電子マネーの残高が商品の購入代金に満たない場合は、不足分をチャージ機によりチャージをしてご利用ください。
- It's Moreカードは、利用する電子マネーの金額の指定及び一度に複数枚使用することができません。

第9条 (電子マネー残高及び有効期限の確認方法)

電子マネー残高及び有効期限は、チャージ又は利用時に交付されたレシート、当社所定のチャージ機及び当社ホームページにて確認することができます。なお、確認に必要となるインターネット利用代金等はお客様の負担となります。

- お電話による電子マネー残高及び有効期限の確認は、ご対応致しかねますので予めご了承ください。

第10条 (有効期限)

It's Moreカードの有効期限は、最終利用日（チャージ又は利用）より2年間で。

- 有効期限を経過したIt's Moreカードは、電子マネー残高の有無によらず無効となり、返金、払戻し又は再発行等を行うことができません。

第11条 (電子マネー残高の合算又は移行)

電子マネー残高は、原則として他のIt's Moreカードに合算又は移行することができません。

第12条 (システム保守・障害等)

次の各号に掲げる場合は、It's Moreカードのチャージ及び利用並びに電子マネー残高及び有効期限の確認をすることができないことがあります。

- システムの故障、点検、補修、保守その他必要な作業を行う場合
- 通信機器、通信回線の故障又はメンテナンスを行う場合
- 火災、停電、その他天災地変等による場合
- その他やむを得ない事由のある場合

第13条 (払戻し等)

It's Moreカード及び電子マネー残高は、現金等による払戻し、交換、換金又は返金することができません。

- It's Moreカードを利用して、他のIt's Moreカードにチャージすることはできません。

第14条 (再発行)

It's Moreカードが破損若しくは汚損し又は読取不良が生じた場合は、当社所定の方法により再発行を申し出ることができます。ただし、当社の審査及び判断により再発行を行うこととし、It's Moreカードの再発行を保証するものではありません。

- 前項の場合、お客様は、第5条に基づく発行手数料を支払うものとします。ただし、お客様の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

- 再発行後のIt's Moreカードは、カード番号や図柄・デザインが変更となる場合があります。予めご了承ください。

第15条 (反社会的勢力の排除)

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、知能暴力集団等その他の反社会的勢力（その共存者も含みます。）に該当する方のIt's Moreカードのご利用はお断りいたします。お客様は、現在及び将来にわたり反社会的勢力に該当しないことを確約してIt's Moreカードをご利用ください。

第16条 (禁止事項)

お客様は、It's Moreカード及び電子マネーについて、次の各号に掲げる事項を遵守して利用するものとします。

- 偽造、変造、改ざんしないこと
- 故意に汚損又は破損しないこと
- 貸与若しくは譲渡し、又は担保、質入れその他の担保権を設定しないこと
- 第三者の保有するIt's Moreカードを不正に利用しないこと

- 当社は、次の各号の事項に該当又は該当するおそれがあると判断した場合、It's Moreカード及び電子マネー残高を失効させ、当該It's Moreカードの利用をお断りすることができます。

- 電子マネー残高又はIt's Moreカードが、紛失、盗難、偽造又は改ざんされたものと認められる場合
- お客様が不正な方法により電子マネー又はIt's Moreカードを取得し、又は不正な方法により取得されたものであることを知って利用したと認められる場合
- 第15条に違反した場合
- 前号の他、本規約に違反した場合
- その他、前各号に準じて当社が不適切と認めた場合

- 当社は、前項により失効した電子マネー残高の補償をいたしません。

第17条 (取扱店との取引)

お客様がIt's Moreカードを利用して決済した商品の返品、欠陥等の問題は、お客様と取扱店との間で解決するものとし、電子マネー利用の取消しをすることができません。（予めご了承ください。）

第18条 (規約の変更)

本規約は、お客様の一般の利益に適合する場合及び本規約の変更を必要とする合理的な事由がある場合において、法令等に基づき変更できるものとします。

- 前項に基づく本規約の変更は、変更後の規定の内容を当社ホームページその他適切な方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第19条 (It's Moreカード電子マネーサービスの終了)

次のいずれかの場合は、予め当社所定の方法で告知することにより、It's Moreカードの利用の一部又は全部を終了することができます。

- 社会情勢の変化
- 法令の改廃
- その他当社のやむを得ない事由による場合

- 前項によりIt's Moreカードの利用の一部又は全部を終了する場合は、法令に基づきIt's Moreカードに蓄積された電子マネー残高の払戻しを行うものとします。

第20条 (制限責任)

当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、次の各号に掲げる場合において、お客様その他の第三者に対して損害が生じたときでも、その責めを負わないものとします。

- 電子マネー残高の有効期限が途過し、利用できなくなった場合
- 本規約に従い、It's Moreカード又は電子マネー残高が失効した場合
- 第12条によりIt's Moreカードが利用できなかった場合
- It's Moreカードの紛失、盗難、不正利用等があった場合

- 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、前各号により消失し又は第三者に不正利用された電子マネー残高の補償等をいたしません。

第21条 (合意管轄裁判所)

本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

【It's Moreマーク】

～ マーク表示 ～

It's More